

船舶事故等調査報告書

平成23年2月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | | |
|-------------|--|--|
| 事故等番号 | 2010那第59号 | |
| 事故等種類 | 運航不能（機関損傷） | |
| 発生日時 | 平成22年5月9日 13時10分ごろ | |
| 発生場所 | 沖縄県糸満市喜屋武埼南方沖 喜屋武埼灯台から真方位309° 1.6海里付近 （概位 北緯26°00′ 東経127°31′） | |
| 事故等調査の経過 | 平成22年9月9日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 | |
| 事実情報 | | |
| 船種船名、総トン数 | 漁船 第三 ^{ことぶき} 寿丸、19トン | |
| 船舶番号、船舶所有者等 | MZ2-30032、有限会社 寿水産 | |
| 乗組員等に関する情報 | 機関長、六級海技士（機関） | |
| 死傷者等 | なし | |
| 損傷 | 発電機出力ケーブル断線 | |
| 事故等の経過 | 本船は、機関長ほか6人が乗り組み、沖縄島南方のまぐろ漁場において操業中、平成22年5月9日13時10分ごろ、発電機出力ケーブルが振動等で断線して各種電動機等への給電が停止し、自動操舵装置等が使えない状態となった。 本船は、僚船により沖縄県糸満漁港にえい航された。 | |
| その他の事項 | 本船は、発電機端子などに焼損があった。 機関長は、発電機の点検整備を行っていなかった。 | |
| 分析 | 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析 | あり なし なし 本船は、沖縄島南方漁場にて操業中、発電機出力ケーブルが振動等で断線し、各種電動機等への給電が停止したものと考えられる。 本船は、発電機の点検整備が行われていなかったものと考えられる。 |
| 原因 | 本インシデントは、本船が、沖縄島南方漁場にて操業中、発電機出力ケーブルが振動等で断線したため、各種電動機への給電が停止したことにより発生したものと考えられる。 | |